

## まち・ひと・しごと創生総合戦略について

### (国の取組み)

#### ◆まち・ひと・しごと創生法（以下「法」という。）の制定（平成26年11月）

##### <策定の目的>（法第1条抜粋）

- ・我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける。
- ・東京圏への人口の過度の集中を是正し、（省略）国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進する。

#### ◆まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定（平成26年12月）

##### <策定の根拠>

- ・法第8条の規定により策定（計画期間：平成27年度～平成31年度の5年間）

##### <まち・ひと・しごと創生法>

第8条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

##### <基本的な考え方>

##### <まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）>

##### 1. 人口減少と地域経済縮小の克服

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、以下の基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である。

- ①「東京一極集中」を是正する。
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
- ③地域の特性に即して地域課題を解決する。

##### 2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。

##### <基本目標>

- ①地方における安定した雇用を創出する
- ②地方への新しいひとの流れをつくる
- ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

## ◆第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

### <基本的な考え方>

<まち・ひと・しごと創生基本方針 2019（抜粋）>

○現行の4つの基本目標については基本的に維持しつつ、「第2期における新たな視点」も踏まえ、必要な見直しを行う。特に現時点では効果が十分に発現するまでに至っていない「地方への新しいひとの流れをつくる」及び「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、その取組の強化を行う。

<新たな視点>

- (1) 地方へのひと・資金の流れを強化する
- (2) 新しい時代の流れを力にする
- (3) 人材を育て活かす
- (4) 民間と協働する
- (5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる
- (6) 地域経営の視点で取り組む

### (市町村の役割)

#### ◆次期「地方版総合戦略」の策定

<まち・ひと・しごと創生基本方針 2019（抜粋）>

地方においても、国の「総合戦略」を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めることが求められることから、各地方公共団体においては、現行の「地方版総合戦略」を検証し、次期「地方版総合戦略」の策定を進める必要がある。

<策定の根拠>

- ・法第10条第1項の規定により策定

<まち・ひと・しごと創生法>

第10条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。